

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル 事業説明会

厚生労働省 健康局がん・疾病対策課

令和5年8月28日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 本事業の趣旨
- 第17回アレルギー疾患対策推進協議会における
本事業についての意見
- 対象疾患
- 調査いただきたい事項

1 事業の目的

○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。

○ 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

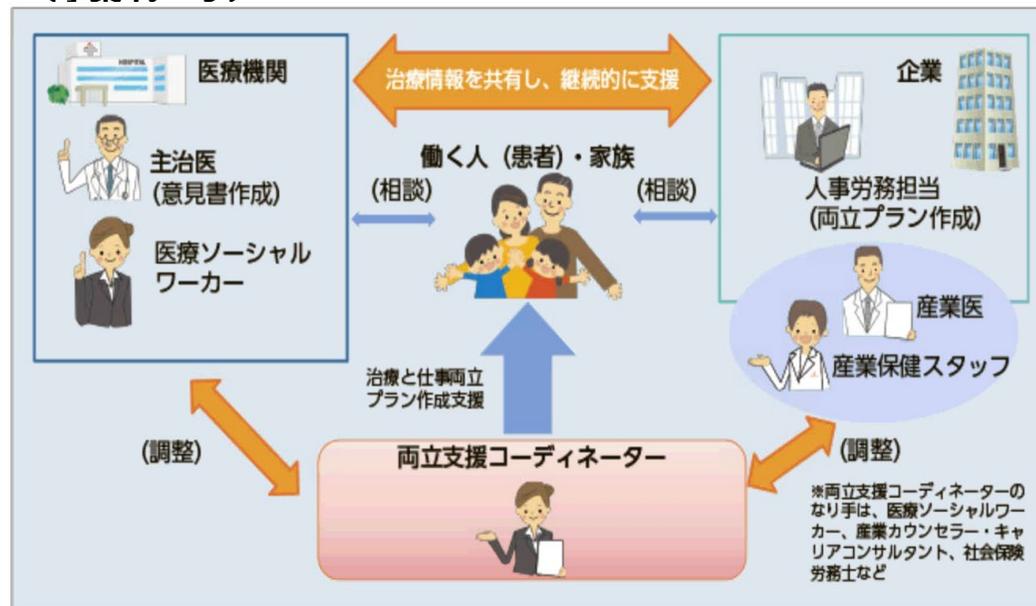
2 事業の概要・スキーム

＜事業の概要＞

○免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に「両立支援コーディネーター」を配置する。

○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

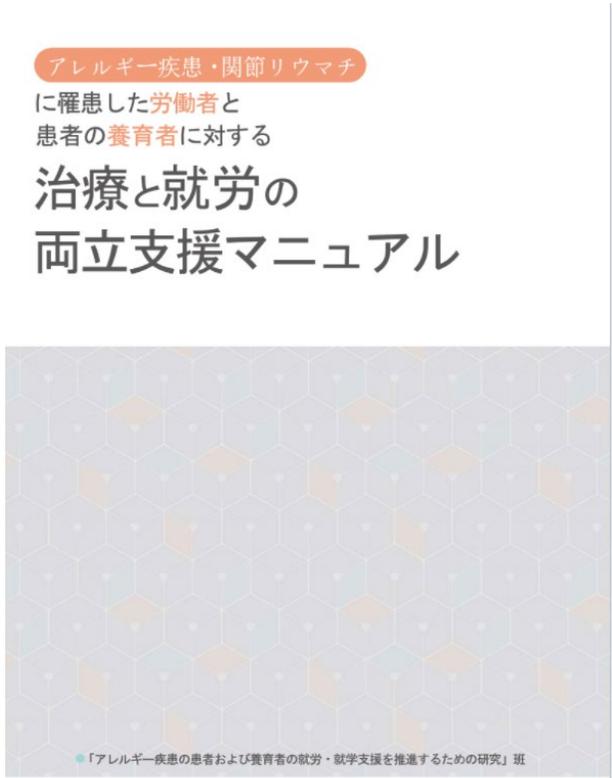
- ◆ 実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
- ◆ 補助率：定額（10/10相当）

- ◆ 箇所数：8箇所
- ◆ 1箇所あたり：470万円

参考情報について

実施要綱には、『特に「(左の文献)を十分確認した上で、取組を実施すること。』また、『(右の文献等は)事業者向けのガイドライン等であるが、適宜参照し、事業者が行う患者等に対する治療と仕事の両立支援に対しても必要な協力等を行うこと。』としている。

アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等



第17回アレルギー疾患対策推進協議会における本事業についての意見

令和5年7月12日にアレルギー疾患対策推進協議会が開催され、本事業について出席した委員からのご意見を観点別にまとめた。

<u>観点</u>	<u>意見</u>
就職する人達の不利	患者は若い人が多い。就職できない人の声を集計してはどうか。エピペン所持者。経験者の声。不安を払拭できるようなものにして。
就業制限→収入低下→治療不可	重症で仕事ができず、収入が減り、経済的に高い薬を使えない。
小児→移行期→成人での自己管理	移行期の本人たちの声を聴いて（親と本人の認識違い）、専門診療の途切れが問題。
患者の親の就業制限	学校から職場に電話、給食までに仕事を終える。受診枠取りづらい。乳幼児の母の制限。
事業所側への取組について	アレルギー基礎疾患の悪化は環境の変化、メンタルヘルス不調で起こる。会社の環境を産業保健師、産業医から情報得られると良い。
モデル事業に求めるもの	アレルギーの両立支援の方向性を立ててほしい。単年度調査で現れる課題への対応検討。
採択医療機関について	職場への調査（就労可能の条件、代わりにできる人がいるか等）拠点病院の充実なくして進まない。

事業実施にあたっての留意点

スケジュール

- 令和5年度予算におけるモデル事業であるため、令和6年3月末までの成果で事業報告をお願いします。
- 実施要綱に記載のとおり、本事業の成果を5枚程度にまとめていただき、令和6年4月の前半に提出いただく予定。成果については、厚生労働省HPや国の協議会等において公表したいと考えている。
- また、アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議（昨年度は令和5年2月13日開催）にて中間報告として全ての病院にご発表いただくことも検討している。（体裁は成果物同様）
- 本モデル事業は令和6年度概算要求でも引き続き要求しており、来年度も継続したいと考えているが、予算次第であるため、現時点では未定である。

対象疾患

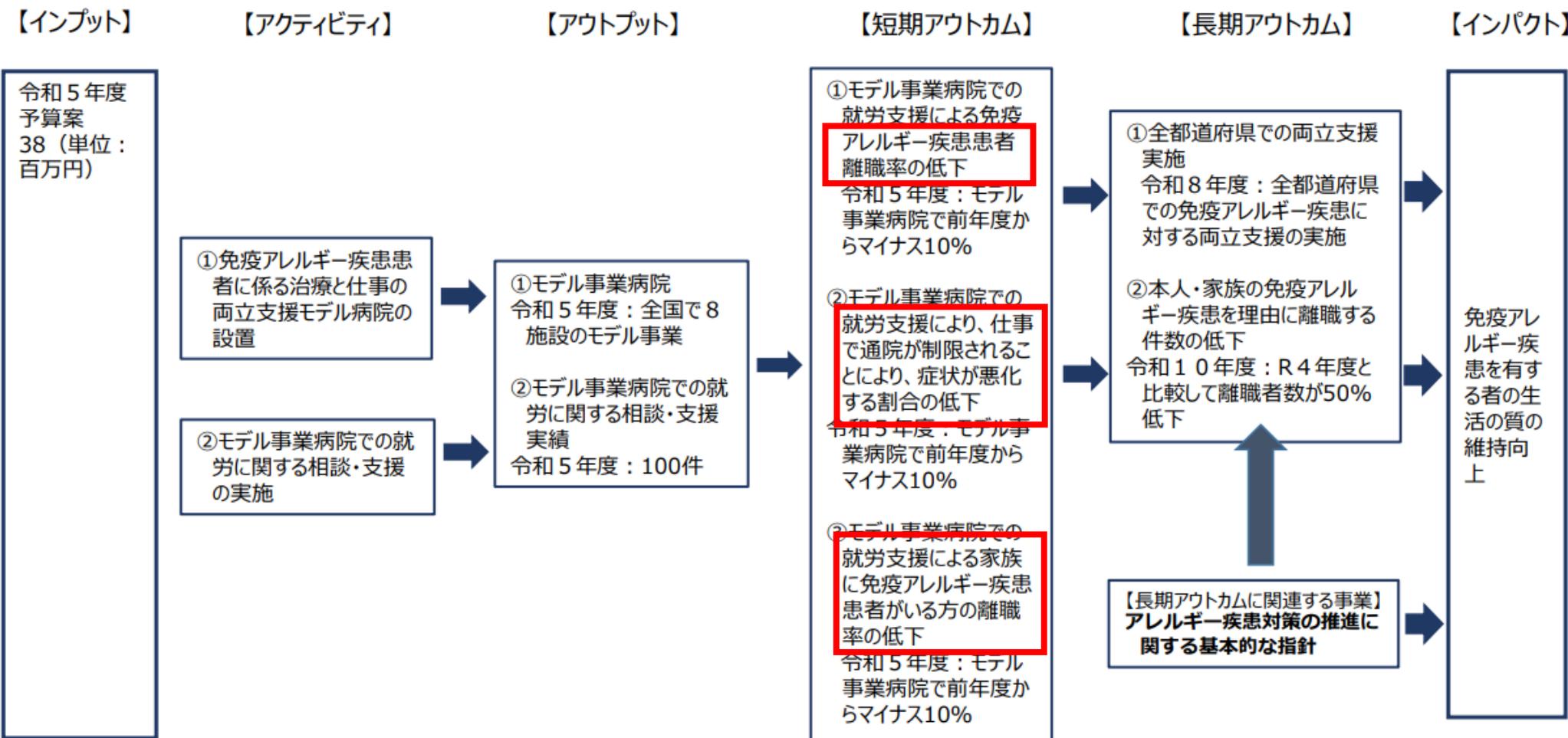
アトピー性皮膚炎、気管支喘息、アレルギー性鼻炎

食物アレルギー等のアレルギー疾患、および関節リウマチ

- 『アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル』の対象疾患（目次参照）
- SLEやシェーグレン症候群等は、指定難病認定されており、難病対策の観点から既に支援機関（ハローワーク、地域障害者職業センター等）が支援を行っている。本事業は、その支援の対象となっていない、アレルギー疾患を対象として行う。

調査いただきたい事項（ロジックモデル）

実施要綱において、『令和4年度EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデルに選定されており、以下リンク先のロジックモデルの【短期アウトカム】①～③に資する報告を行う。』と記載しているように、これらの値はご報告いただきたい。



➤ 以上赤枠3つは、本事業開始前の情報は大体で構いませんので、今後の変化にご留意いただきたい。

参考としてご留意いただきたい観点（前出の意見）

例えば協議会意見で出てきた検討事項は、両立支援マニュアル内の様式の資料（下記主な情報源）で確認可能です。

<u>意見</u>	<u>関係する項目</u>	<u>主な情報源</u>
患者は若い人が多い。就職できない人の声を集計してはどうか。エピペン所持者。経験者の声。不安を払拭できるようなものにして。	年齢、就職歴、エピペンの有無	基本情報収集票 支援方針等記録票
重症で仕事ができず、収入が減り、経済的に高い薬を使えない。	重症度、収入、経済的理由により治療方針に制限が生じたかの有無	面談時記録票 支援方針等記録票
移行期の本人たちの声を聴いて（親と本人の認識違い）、専門診療の途切れが問題。	患者（移行期）の治療コンプライアンスに関する項目	支援方針等記録票
学校から職場に電話、給食までに仕事を終える。受診枠取りづらい。乳幼児の母の制限。	患者（子）の親の就業可能時間、自由時間	面談時記録票 支援方針等記録票
アレルギー基礎疾患の悪化は環境の変化、メンタルヘルス不調で起こる。会社の環境を産業保健師、産業医から情報得られると良い。	これまでの職場環境変化の有無とそのときの症状変化、患者のメンタルヘルス	勤務情報を主治医に提供する際の様式例
アレルギーの両立支援の方向性を立ててほしい。単年度調査で現れる課題への対応検討。	採択病院で取り組んで出てきた課題、患者からの要望を質的検討し、今後の事業内容・調査内容に反映する。	各事業実施医療機関の成果物
職場への調査（就労可能の条件、代わりにできる人がいるか等）拠点病院の充実なくして進まない。	両立支援に関わった医療スタッフの職種とその役割	勤務情報を主治医に提供する際の様式例

調査いただきたい事項

本事業での患者への支援の効果を評価するために下記項目について集計することを提案します。

観点	項目	方法
患者および事業所特性情報	性別、年齢、業種、職種、事業所情報（従業員数、産業医有無、保健師（看護師）有無、勤務状況（勤務形態、勤務日数・時間、役職、勤務年数、勤めた年齢）	基本情報収集票、職業情報収集票、面談時記録票、支援方針等記録票、診療情報等提供書
両立支援の実施方法	相談回数、追加的支援の有無、診療情報提供書の作成、	
基礎疾患ごとの情報	職場における症状の悪化因子、仕事上困っていること の分類	
アウトカム	患者の離職率の低下、仕事で通院が制限されることによる症状悪化の割合低下、患者を家族に持つ方の離職率の低下、 両立支援に対する満足度、仕事との両立ができていると回答した割合、勤務状況の項目や通院回数の変化	上記で得られない項目をアンケートや面談時に追加聴取。 (支援開始前と開始後で比較ができるように。)

支援前：「仕事と治療を両立する観点での医療への満足度」

支援後：「仕事と治療の両立支援の取組への満足度」

選択肢：「5. 非常に満足している」「4. やや満足している」「3. どちらともいえない」

「2. あまり満足していない」「1. まったく満足していない」

免疫アレルギー疾患患者に対する治療と仕事の両立支援（説明会後新たに追加）

日頃

両立支援の開始

治療・就業形態の調整

【事業場】

- 労働者からの申出により両立支援開始

- 労働者と関係者の十分な話し合いによる共通理解の形成
- 「両立支援プラン/就業支援プラン」の策定、取組の実施とフォローアップ等

【労働者】

- 不自由さを抱えつつも、職場で相談できず、大きな心理的負担
- 直接的に病状を悪化させる業務内容による身体的負担
- 生物学的製剤等の高額な治療によるお金、家族のことなどの悩み
- （患者が子どもの場合）親が子どもの治療を継続する困難さ

- いつまで治療を続ければよいかの不安、症状の改善/悪化の波に対する調整
- 環境調整に対して、自分と周囲が時間をかけて適応する

【拠点病院】

- 両立支援を行っていることを紹介

- 早期からのニーズ把握

- 治療状況や生活環境、勤務情報などの整理
- 職場への伝え方の助言

- 「勤務情報提供書」をもとに、「主治医意見書」の作成、助言

「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」

- 不安の軽減や意欲を高める心理的支援
- 制度に関する情報提供、利用の支援
- 職場や就労の専門家・関係機関との連携

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」



産業医から医療機関に求めるもの（研究班による産業医へのアンケート調査より）

職場に必要な情報として、就労中の患者のアレルギー反応が事業所で扱う物質に起因するかどうかの情報、また、その場合にはどの程度の期間どの程度の配慮が必要か、治療期間、治療から予測される就業や日常生活への影響、治療による一般的な副作用、診断の過程で行った検査と結果などの情報が必要。

患者が事業場で必要と感じている支援（労働者健康安全機構 平成25年より）

- ①治療法、体調などに応じた柔軟な勤務体制、
- ②治療・通院目的の休暇・休業制度、
- ③休暇制度を利用しやすい社内風土の醸成。

→まずは時間単位休暇の制度等取り組めるところから取り組む。